

令和8年度 福岡観光コンベンションビューロー  
ユニークベニュー活用支援助成金 募集要項

## 1 事業の目的

福岡市内で開催される MICE において、ユニークベニュー（※1）を活用した会議、レセプション又はイベント等を支援することにより、MICE 開催地としての福岡市の魅力を国内外に発信するとともに、都市間競争力を強化させ、MICE 都市福岡の発展に寄与することを目的とします。

- ※1 ユニークベニューとは、「博物館・美術館」「歴史的建造物」「神社仏閣」「城郭」「屋外空間（庭園・公園、商店街、公道、港湾施設、浜辺等）」など会議・レセプション等を実施することで、特別感や地域特性を演出できる会場のことをいいます。ただし、会議場やレセプション等での利用を目的としている、もしくは前提としている施設は本助成金の対象から除きます。

## 2 申請期間

令和8年3月2日（月）から令和9年2月26日（金）まで

※開催の1か月前までに申請してください。

## 3 対象事業

(1) 令和9年3月31日までに実施される、福岡市内のユニークベニューを活用して会議、レセプション、イベント等を行うコンベンション（※2）又はミーティング・インセンティブツアー（※3）であって、次の要件をいずれも満たすものとします。

- ※2 コンベンションとは、国際機関・国際団体又は、国内機関・国内団体等が主催する会議・大会・集会その他これらに類するものをいいます。  
※3 ミーティングとは、企業等が行う会議、研修等をいい、インセンティブツアーとは、企業等の報奨旅行、研修旅行等をいいます。

### ①大型コンベンションでのユニークベニュー活用の場合

コンベンションの要件	<ul style="list-style-type: none"><li>・会場が福岡市内</li><li>・学術・技術・文化・芸術・スポーツ・産業又は経済の振興に広く寄与する</li><li>・九州規模以上から 5,000 名以上の参加者</li><li>・会期が2日以上</li></ul>
ユニークベニューの要件	<ul style="list-style-type: none"><li>・過去5年以内（令和3年4月以降）に同様の事業が実施されていない</li><li>・コンベンション参加者のうち 1,000 名以上参加できるように実施</li><li>・本事業により得られた知見等の成果が今後のユニークベニュー活用に資する</li><li>・地域事業者や団体と連携して実施</li><li>・イベント等を実施する場合は、一般市民も参加できるように実施</li></ul>

## ②国際コンベンションでのユニークベニュー活用の場合

コンベンションの要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会場が福岡市内</li> <li>・学術・技術・文化・芸術・スポーツ・産業又は経済の振興に広く寄与する</li> <li>・外国人 50 名以上の参加で、参加国が日本を含む 3 カ国以上、会期が 2 日以上 または、国際会議協会（ICCA）統計の国際会議選定基準を満たしている</li> </ul>
ユニークベニューの要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福岡観光コンベンションビューローが指定するユニークベニューを活用する</li> <li>・事業内容が、当該コンベンションの公式プログラムの一環で開催される事業等と認められるもの</li> <li>・本事業により得られた知見等の成果が今後のユニークベニュー活用に資する</li> </ul>

## ③ミーティング・インセンティブツアーでのユニークベニュー活用の場合

ミーティング・インセンティブツアーの要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海外から福岡市を訪れるもの</li> <li>・参加者が市内に 2 泊以上するもの</li> </ul>
ユニークベニューの要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過去 5 年以内（令和 3 年 4 月以降）に同様の事業が実施されていない または、福岡観光コンベンションビューローが指定するユニークベニューを活用する</li> <li>・ミーティング・インセンティブツアーの参加者 200 名以上が参加</li> <li>・本事業により得られた知見等の成果が今後のユニークベニュー活用に資する</li> </ul>

以下に該当するものは、対象から除きます。

- ・国又は地方公共団体が主催又は共催するもの
- ・ユニークベニューの所有者又は管理運営者が主催するもの
- ・福岡市からこの支援制度以外の制度に基づき金銭的な助成を受けるもの。  
  - ※ただし、「福岡観光コンベンションビューローコンベンション開催助成金」については、助成金の交付対象となる経費が重複しない場合に限り、併用を可とします。
  - また、「福岡観光コンベンションビューローミーティング・インセンティブツアー開催支援助成金交付要綱」に基づく助成金については、併用を可とします。
- ・特定の個人又は団体の利益のみを目的として開催されるもの（コンベンションの場合に限る。）
- ・政治的又は宗教的な目的をもって開催されるもの
- ・法令又は公序良俗に反する目的で開催されるもの
- ・暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものが開催に関わっているもの

(2) 助成対象経費、助成率、上限額

助成対象は、ユニークベニューを活用し、会議、レセプション又はイベント等を実施するために必要な経費や、ユニークベニューの魅力を高めるための演出等に必要な経費のうち、下表に掲げる経費とし、同表の助成対象外経費欄に掲げる経費については、交付対象外とします。

なお、助成額は、助成対象経費の2分の1以内で、1助成対象事業につき、下記を上限とします。

※助成は申請順とし、予算の範囲内で行います。

- ①大型コンベンションの場合 2,000 万円
- ②国際コンベンションの場合 300 万円
- ③ミーティング・インセンティブツアーの場合 300 万円

助成対象経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会場設営費（運搬・設営・撤去経費等を含む）</li> <li>・ 備品・機材費（原則リース料とする。運搬・設置経費等を含む）</li> <li>・ 会場装飾費（運搬・設置・撤去経費等を含む）</li> <li>・ アトラクション等に係る経費</li> <li>・ 助成対象事業の企画・運営に直接関係する経費</li> <li>・ 主たるコンベンション会場等からユニークベニュー会場まで移動するための借上バス等に係る経費（※他の経費と合わせて申請した場合のみ対象となります）</li> <li>・ その他、特に必要と認められる経費</li> </ul>
助成対象外経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消費税及び他租税公課</li> <li>・ 会場借上費</li> <li>・ 飲食に係る経費</li> <li>・ 主催者の責により助成対象事業（又はその一部）が不成立となった場合、不成立に要する経費</li> <li>・ 助成対象事業の目的や内容に直接関係しない経費</li> <li>・ 事業実施中に発生した事故・災害等への対応に係る経費</li> <li>・ 見積書、契約書、仕様書、請求書、領収書等の証拠書類が確認できない経費</li> <li>・ 助成金の交付対象として不適当と認められる経費（過剰な事業経費、他助成金等と二重支給となる経費等）</li> </ul>

※ 審査を行い、申請額から減額し、または助成対象外となる場合があります。

※ 経費には、消費税及び地方消費税を含みません。ただし、消費税の申告義務がない場合や簡易課税方式により申告しているなど、助成金に係る仕入控除税額が0円となることが明らかである場合には含めることができるものとします。

※ 助成額に1,000円未満の端数が生じた場合には、切り捨てるものとします。

※ **開催経費（会場設営・装飾費、アトラクション費用等）については、可能な限り福岡市内の業者へ発注するように努めてください。**

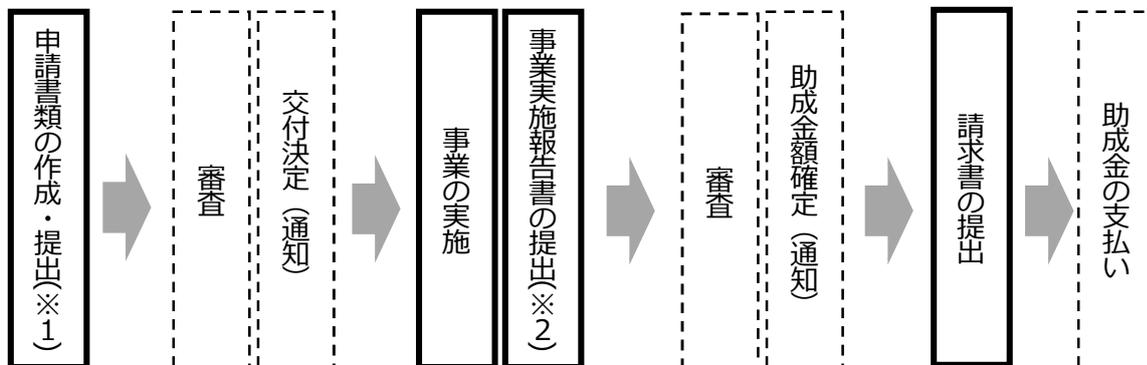
※他の助成金等が支給される場合、実施報告で提出する収支決算書において、二重支給となっていないことが確認できるよう内訳を明示してください。

## 4 申請の流れ

募集要項をよく確認の上、申請を希望される場合、所定の申請書をお渡ししますので、まずは福岡観光コンベンションビューローまでお電話または電子メールでご相談ください。

●電話：092-733-0101 ●メールアドレス：mice@welcome-fukuoka.or.jp

※  は申請者が行う項目です。



(※1) 〆切：開催の**1か月前**

(※2) 〆切：開催後3ヶ月以内または、令和9年3月31日(水)のいずれか早い方(必着)

※令和9年1月以降の実施分に関しては、実施報告書、その他書類の提出期限について事前に福岡観光コンベンションビューローにご確認ください。 ※期限に間に合わない場合お支払いできません。

## 5 申請方法

### (1) 申請者

申請者は、コンベンションにおいては、助成対象事業の主催者とします。また、ミーティング・インセンティブツアーにおいては、助成対象事業の主催者または旅行取扱事業者等とします。

※以下に該当する場合は申請できません。

- ・主として政治的または宗教的な活動を目的としている者
- ・法令または公序良俗に反する活動を行う者
- ・暴力団、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者
- ・市税に係る徴収金(市税及び延滞金等)を滞納している者

### (2) 提出書類(いずれも押印不要)

- ① 助成金交付申請書(様式第1号)
- ② 誓約書(様式第2号)
- ③ 事業計画書(様式第3号)及び助成対象事業の概要が分かる書類(企画書、会場図面等)
- ④ 助成対象経費見積書(様式第4-1号)及び経費の根拠がわかる書類の写し(見積書等)
- ⑤ 収支予算書(様式第4-2号)
- ⑥ 定款、規約、会則その他これに類するもので、申請者の組織活動の根本規則
- ⑦ 役員名簿(様式第5号)
- ⑧ 旅行業登録票その他これに類するものの写し及び主催者の委任状(様式第6号)(申請者が旅行取扱事業者等の場合に限る。)

### (3) 提出先

福岡観光コンベンションビューローまで電子メールまたは郵送でご提出ください。

### (4) 注意事項

- ① 提出に当たっては、必ず記入漏れや不足書類がないかを確認してください。不備があった場合、助成対象とならない場合があります。
- ② 提出された書類は返却いたしませんので、必要に応じ控えをとるなどしてください。

## 6 審査及び交付決定

申請書類を受領した後、審査を行い、助成対象者を決定します。なお、申請額から減額し、または助成対象外となる場合があります。審査結果は書面にて通知します。

## 7 事業の実施及び実施報告

事業実施後、すみやかに以下の書類を提出してください。

### (1) 提出書類（いずれも押印不要）

- ① 事業実施報告書（様式第 11 号）
- ② 実施報告書（様式第 12 号）
- ③ 助成対象事業の実施状況が分かる書類（写真を含んだ報告書等）
- ④ 助成対象経費決算書（様式第 13-1 号）及び経費が支払われたことを客観的に証明する書類の写し（領収書等）
- ⑤ 収支決算書（様式第 13-2 号）
- ⑥ 事業実施にかかる成果物（企画書・図面、実施状況を記録した画像・動画等）
- ⑦ コンベンションの外国人参加者名簿（国際コンベンションの場合に限る。）
- ⑧ 宿泊証明書（様式第 14 号）（ミーティング・インセンティブツアーの場合に限る。）

### (2) 実施報告書提出期限

開催後 3 ヶ月以内または、令和 9 年 3 月 31 日（水）のいずれか早い方（必着）

（令和 9 年 1 月以降の開催分に関しましては、実施報告書、その他書類の提出期限について事前に福岡観光コンベンションビューローにご確認ください。）

### (3) 提出先

福岡観光コンベンションビューローまで電子メールまたは郵送でご提出ください。

### (4) 注意事項

- ① 提出に当たっては、必ず記入漏れや不足書類がないかを確認してください。
- ② 提出された書類は返却いたしませんので、必要に応じ控えをとるなどしてください。
- ③ 提出された成果物のうち、画像・動画等は、今後のユニークベニュー活用のために利用する場合があります。事業実施にあたって、参加者等にもその旨を周知し、必要に応じて、公表できるものに加加工の上、提出ください。

## 8 審査及び金額の確定

実施報告書を受領した後、審査を行い、事業計画通りに実施されたことが認められた場合は、交付決定額の範囲内で助成金額を確定し、書面にて通知します。

## 9 助成金の請求及び支払い

助成金額の確定通知を受領したら、すみやかに「請求書兼口座振込依頼書（様式第 16 号）」（※押印不要）を提出してください。

## 10 助成金活用の告知等

助成金対象事業の実施にあたっては、作成する広報物（パンフレット、掲示物等）などに以下の Meeting Place Fukuoka のロゴと定型文を用いて福岡観光コンベンションビューローからの助成を受けている旨を表示するように努めてください。

MPF (Meeting Place Fukuoka) ロゴ



### 告知定型文

【日本語】「本事業は、福岡市および公益財団法人福岡観光コンベンションビューローの助成金を活用し実施しています。」

【英語】「This event is supported by a subsidy from Fukuoka City and the Fukuoka Convention & Visitors Bureau.」

## 11 留意事項

- (1) 事業において収集した情報は福岡市に共有します。
- (2) 審査のためなど必要があるときは、募集要項に記載のない書類の提出及び説明を求める場合や、実施状況の確認のため現地調査を行い、帳簿等関係書類を検査する場合があります。  
また、今後のMICE施策の参考とさせていただくため、福岡市または関係団体が実施するアンケート調査にご協力ください。
- (3) 申請後、事業計画に変更が生じた場合（期間や会場、申請額の変更等）や不測の事態によりやむを得ず開催を中止・延期する場合は、すみやかに福岡観光コンベンションビューローにご連絡ください。
- (4) 以下に該当する場合は、助成金の交付決定の全部または一部を取り消すとともに、助成金の返還を求める場合があります。その場合は、助成金の返還等、福岡観光コンベンションビューローの指示に従ってください。
  - ①事業が自己都合により中止されたとき、又は遂行される見込みがないとき
  - ②助成対象事業に該当しなくなったとき
  - ③虚偽の申請その他の不正行為があったとき
  - ④福岡観光コンベンションビューローユニークベニュー活用支援助成金交付要綱に違反したとき
  - ⑤その他、福岡観光コンベンションビューローが助成を行うことを不相当と認めたとき
- (5) 助成金にかかる所得税や法人税等については、適切に申告してください。
- (6) 助成金の交付決定を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間（令和14年3月末日まで）は関係書類（助成事業に係る関係書類及び帳簿類）を必ず保管してください。必要に応じて提出を求める場合があります。
- (7) **本助成事業の実施は、令和8年度福岡市予算の議決を経てはじめて効力を発するものとします。**

### 【問合せ先】

〒810-0041 福岡市中央区大名2丁目5番31号  
公益財団法人 福岡観光コンベンションビューロー  
電話：092-733-0101 Fax：092-733-3100  
メールアドレス：mice@welcome-fukuoka.or.jp  
●福岡観光コンベンションビューローホームページ  
<http://www.welcome-fukuoka.or.jp>

